

## 「ニッポンレンタカーメンバーズクラブ」会員規約

### 第1条（総則）

1. 本規約は、ニッポンレンタカーサービス株式会社（以下「NRS」といいます。）が運営する個人利用者向け会員制度「ニッポンレンタカーメンバーズクラブ」（以下「NRメンバー」といいます。）に入会した会員（以下「会員」といいます。）が遵守すべき事項を定めています。

### 第2条（入会）

1. NRメンバー入会申込者は、本規約に同意の上、NRS ホームページ又はNRS アプリ内の登録フォーム（以下「登録フォーム」といいます。）又はNRメンバー入会申込書（以下「入会申込書」といいます。）により入会を申し込みます。
2. 入会の申し込みができる方は、日本の運転免許証をお持ちの方で日本国内に郵送物等のお届け先がある個人に限らせていただきます。
3. 申し込みに対して、NRS が所定の審査を行い、入会を承認した方を会員とします。
4. NRS は、必要に応じ登録されているメールアドレス、住所、電話番号等を利用して会員に対してNRメンバーに関する連絡をできるものとします。会員は、入会申し込み時に登録したメールアドレスに、ドメイン「nipponrentacar.co.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。

### 第3条（会員番号又はカードの発行と管理）

1. NRS は、会員本人に対して、NRメンバーの会員番号（以下「会員番号」といいます。）若しくは会員番号を表記したNRメンバーカード（以下「カード」といいます。）又はその両方を発行し無償で貸与します。なお、NRS はカードレス化を目指しており、カードの新規発行は次のとおり終了を予定いたします。発行済みカードは、有効期間内はご利用いただけますが、更新カードは発行いたしません。新規カード発行終了後、発行済みカードの有効期間終了後及び有効期間のあるカードの紛失後は、会員番号でご利用ください。

#### ①登録フォームから入会を申し込まれる方

2021年8月31日23時59分の受付分をもってカード発行を終了します。

#### ②営業所で入会申込書を提出して入会を申し込まれる方

2021年11月30日の受付分をもってカード発行を終了します。

2. 会員番号及びカードの所有権は、NRS に属します。
3. 会員は、善良なる管理者の注意をもって会員番号又はカードを使用・管理します。
4. 会員番号又はカードは、会員本人のみがご利用できます。
5. 会員は、会員番号又はカードを他人に貸与、譲渡又は質入れするなど会員番号又はカードの占有を第三者に移転することは一切できません。
6. 前3項に違反して会員番号若しくはカードが使用された場合、又は、NRS ホームページ若しくはNRS アプリから会員専用サイトにログインするための情報を会員以外に開示・提供し

たことで不正に NRS ホームページ又は NRS アプリからログインされた場合、会員は料金の支払いその他会員番号又はカードより生ずる一切の責任を負うものとします。

7. NRS がクレジットカード会社と提携して発行するクレジットカードについては、当規約に加えて別途クレジットカード会社が定める会員規約及び特約が適用されます。

#### 第 4 条（サービスの提供）

1. 会員は、次の方法により、全国の NRS の営業所及び NRS の提携先において、NRS が定めるサービスを受けることができます。
  - (1) 予約  
会員番号又は登録メールアドレスにより、NRS ホームページ若しくは NRS アプリから会員専用サイトにログインして、又は、営業所若しくは予約センターに会員番号を伝えて、NRS の貸渡約款（以下「貸渡約款」といいます。）に基づきレンタカーを予約することができます。
  - (2) レンタカーの利用  
全国の NRS の営業所で、運転免許証を提示し貸渡条件を満たす場合に、貸渡約款に基づきレンタカーをご利用いただけます。
  - (3) 提携先での優待  
全国の NRS の提携先で、カード又は NRS アプリ内の会員証を提示することで、優待サービスをご利用いただけます。
2. 海外でのご利用については、次のいずれかの方法で会員番号を示すことにより、NRS が定めるサービスを受けることができます。
  - (1) NRS ホームページ又は NRS アプリから会員専用サイトにログインし、所定の画面、若しくはその画面を印刷・複写したものを示すこと。
  - (2) 有効なカードを示すこと。
3. NRS は、予告なしにいつでも提供するサービスを終了若しくは中止し、又は内容を変更することができるものとします。

#### 第 5 条（ゴールド会員）

1. NRS は、会員のレンタカーご利用状況等から所定の審査を行い、NR メンバーゴールド会員（以下「ゴールド会員」といいます。）を認定します。

#### 第 6 条（届け出事項の変更）

1. 会員は、NRS に対して届け出た氏名・住所・電話番号・運転免許証記載内容、メールアドレス等に変更が生じた場合、ただちに NRS へ所定の手続きによる届け出を行うものとします。
2. 前項の届け出が行われなかったり、届け出に不備があったために、NRS からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなします。その際、会員の不利益が生じた場合も NRS は一切の責任を負い

ません。

## 第7条（退会等）

1. 会員は、NR メンバーから退会する場合、所定の退会手続きを行うものとします。なお、NRS に対する未払債務がある場合には、会員は NRS に対し退会時まで全額支払うものとします。
2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他 NRS が会員として不適当と認めた場合、NRS は何らの通知・催告を要せずして、会員資格を取り消し、会員番号の使用を停止することができます。
  - (1) 虚偽の申告をした場合。
  - (2) 会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。
  - (3) 利用状況が適当でないと NRS が認めた場合。
  - (4) 会員が本規約や貸渡約款に違反した場合。
3. 第1項及び第2項の場合において、会員は、貸与されている有効期間内のカードを NRS に返却若しくは破棄するものとします。

## 第8条（個人情報の利用）

1. 会員は、NRS が、入会申込書又は登録フォームに記載された情報（変更の届け出があった場合にはその内容）並びに会員番号及びカード等の利用に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を次の目的で利用することについて同意するものとします。
  - (1) レンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成するなど、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
  - (2) 借受人又は運転者に、レンタカー及びこれらに関連したサービスの提供をするため。
  - (3) 借受人又は運転者の本人確認及び審査をするため。
  - (4) レンタカー、中古車、その他当社において取り扱う商品・サービス等の提供、並びに各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法により、借受人又は運転者にご案内するため。
  - (5) 当社の取り扱う商品・サービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討のため、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。
  - (6) 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
2. NRS は、前項(4)のご案内を会員に対して行いますが、会員はいつでもこのeメールの受信を拒否する設定を行うことができます。ただし、NRS は、会員規約の変更、NR メンバーの制度変更、ゴールド会員の認定等、会員にとって重要な事項の連絡については、eメールの受信を拒否する設定を行った会員に対しても送信することができます。
3. 個人情報取り扱いの詳細については、NRS ホームページ上の「ニッポンレンタカープライバシーポリシー」及び「ウェブサイト・アプリにおける個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

#### **第9条（確約事項）**

1. NRS 及び会員は、暴力団、暴力団関係団体、その他、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団（以下「反社会的勢力」といいます。）に属する者ではないこと及び反社会的勢力を利用する者ではないことを誓約し、かつ将来にわたり確約します。

#### **第10条（規約の変更）**

1. NRS は、本規約を変更することができます。本規約を変更する場合、NRS ホームページ及び NRS アプリにて、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を告知します。
2. 本規約が変更された場合、会員が、その変更効力発生時期の後に NRS が定めるサービスを受けたときは、会員は変更につき了承したものとします。

#### **第11条（準拠法及び裁判管轄）**

1. 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
2. 本規約に関連する紛争については、NRS の本店の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

#### **附 則**

本規約は、2021年9月1日から施行します。

2021年8月18日改定  
ニッポンレンタカーサービス株式会社